令和９年度 本巣市留守家庭教室ご案内

1. 留守家庭教室とは

小学校の授業終了後や長期休業期間に、保護者が就労などで不在のため家庭での保護が難しい児童に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや生活指導を行うことにより、健全な育成を図ることを目的とした児童福祉施設です。



2. 設置場所・名称

留守家庭教室の名称	所　在　地	電話番号及びメールアドレス	対　象 小学校
根尾 留守家庭教室	根尾神所２６８番地１ （根尾学園　内）	080-2006-6556 neo-rusu6556@docomo.ne.jp	根尾学園 前期課程
外山 留守家庭教室	神海 1328 番地 3 （外山小学校 内）	090-5455-6831 toyama-6831@docomo.ne.jp	外山小学校
本巣 留守家庭教室	文殊 179 番地 （本巣小学校 内）	090-2578-7190 m-rusukatei7190@docomo.ne.jp	本巣小学校
席田 留守家庭教室	郡府 37 番地 （席田小学校 内）	090-5034-5799 mushiroda37@docomo.ne.jp	席田小学校
土貴野 留守家庭教室	七五三 658 番地 （土貴野小学校 内）	090-7912-6639 happy698@docomo.ne.jp	土貴野小学校
一色 留守家庭教室	見延 16 番地 （一色小学校 内）	090-1418-7383 ishiki-rusu16@docomo.ne.jp	一色小学校
真桑 留守家庭教室	下真桑 223 番地 1 （真桑小学校 内）	090-8860-0365 wakuwaku1590@docomo.ne.jp	真桑小学校
弾正 留守家庭教室	政田 2100 番地 （弾正小学校 内）	090-2133-1397 danjoyou1217@docomo.ne.jp	弾正小学校

※利用児童数により設置できない場合があります。

3. 利用対象児童

市内小学校 1～6 年生で、保護者(同一世帯・同一地番・同一敷地内の 15 歳以上 65 歳未満)が労働等をしており月 15 日以上児童の授業終了後や長期休業期間の昼間に家庭で保護できない児童。

①	就労	保護者等が、仕事をしており、児童を保護できない場合。 農業に従事している場合、父親は田畑で合計３０アール（3,000 ㎡）以上、そ

		の他の者は田畑合計１５アール（1,500 ㎡）以上の耕作面積であること。
②	母親等の出産	母親等が出産間近又は出産直後である場合。（利用期間は、原則出産予定日の６週間前から出産後８週間を迎える月末まで。双子の場合、出産予定日の 14 週間前から出産後８週間を迎える月末まで）
③	病気	保護者等が、病気等により療養中であり、児童を保護できない場合。
④	病人の看護等	保護者等が、その家庭に看護や介護を要する家族がいるため、児童を保護できない場合。
⑤	就業訓練中	保護者等が就労の準備のため修業しており、児童を保護できない場合。（※求職活動ではありません。就業訓練中のみの利用となります。）
⑥	求職活動中 ※現在留守家庭教室利用中のみ可。	保護者等が求職活動のために児童を保護できない場合。（**新規利用児童は不可**）利用期間は、退職日から２ヶ月後の月末までとなります。ハローワークカードの写し、就職活動申立書等が必要です。就職先が決定したら速やかに就労証明書を提出してください。
⑦	その他	保護者等にかかる特別な事情により、利用が必要と認められる場合。

※通年利用の場合、3 ヶ月以上継続して月 15 日以上のご利用がない場合、就労証明書の再提出をお願いする場合があります。

４．利用ができない児童

①	**利用日数が月１５日未満**となることが見込まれる児童
②	児童の保護者等が**求職活動中**である家庭の児童（利用中の児童は除く・要申請）
③	児童の保護者等が**育児休業期間中**である家庭の児童
④	病気若しくは病弱である児童又は医師の観察を必要とする児童
⑤	学校保健安全法施行規則に規定される感染症に罹患している児童
⑥	他の児童及び指導員に対する暴力・迷惑行為のある児童、留守家庭教室の決まりが守れない児童
⑦	特別な事情がないにもかかわらず、**利用料を滞納している家庭の児童**
⑧	生活指導上の支障があると認められる児童
⑨	保護者等が別に定める本巣市留守家庭教室事業利用規則を遵守しないため、留守家庭教室の秩序が保てないと認められる家庭の児童
⑩	その他市長が利用できないと認める児童

※上記条件に該当した場合には利用途中においても退室していただくことがあります。

5. 申込み（オンライン申請）

以下の利用形態で募集します。

- 通年利用（4 月～翌 3 月）または　通年利用（４月～翌３月、夏休みは休室）
- 長期休業日のみ利用（春・夏・秋・冬休み）または　長期休業日のみ利用（夏休みのみ）

申請方法・必要書類

- オンライン申請で児童ごとに申請してください
- 就労証明書または保育実施申立書のアップロード（PDF データ、スマホ写真可）
 証明が必要な方：**同一世帯、同一敷地内、同地番に住民登録をしている 15 歳以上 65 歳未満の方**
- 保育実施申立書の添付書類（母子健康手帳の写しや医師の診断書等）

状況	必要書類
就労	就労証明書（就労日数が月 15 日以上になっていること）
母親の出産	母子健康手帳の表紙と予定日記載のページの写し、または出生証明のページ
病気等	医師の診断書（加療見込み期間が記載され、児童保護不可とわかるもの）
看護等	医師の診断書（加療見込み期間が記載され、要看護人とわかるもの）または、被看護者の身体障害者手帳の写し、介護認定証の写し等
就業訓練	通学する講座等の申込書の写し、受講日時がわかるものの写し
学生	高等学校、大学、専門学校等の学生証の写し（中学生不要）
その他	児童を保護できない状況を証明するもの

申込受付期間

第 1 次　令和 8 年 11 月 2 日（月）9:00～11 月 30 日（月）23:59
第 2 次　令和 9 年 1 月 4 日（月）9:00～ 1 月 22 日（金）23:59
※土日祝も受付、夜間メンテナンスあり。多数申込時は利用決定をお待ちいただく場合があります。
※5 月以降入室の場合は、利用開始月の前月 1 日～15 日にオンラインで受付します。
月途中入室の場合や空き状況は幼児教育課までお問い合わせください。

申込みフォーム

令和 9 年度**通年利用**申請フォーム
5 月 1 日以降入室申請フォーム

令和 9 年度**長期休業日利用**申請フォーム

注意事項

- 定員超過時は低学年や緊急性の高い児童を優先します。長期休業日利用児童はほかの留守家庭教室を案内する場合があります。
- 添付書類に不備・虚偽がある場合は利用できません。市役所職員が調査することがあります。
- 一日も利用しなかった場合も料金が発生します

6. 実施期間

期間	毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日（※土日祝・年末年始を除く）

※新 1 年生も 4 月 1 日から利用可能。長期休業日のみの利用は各長期休業日期間のみ利用可能

7. 開設時間

平日	授業終了後～18:00
長期休業日・振替休業日	08:00～18:00
延長利用	7:30～8:00（長期休業日等）、18:00～18:30 まで（要申請）

8. 利用料（令和 9 年度改定）

利用形態	料金	備考
通年利用（月額）8 月以外	6,000 円	途中入退室でも日割り計算はしません
通年利用（月額）8 月	11,000 円	途中入退室でも日割り計算はしません
通年利用（夏季休業日休室）7 月	4,000 円	7 月末に納付
長期休業日のみ利用【夏のみ】	18,000 円	8 月末に納付
長期休業日のみ利用【春・夏・秋・冬・春】	21,000 円	4 月末に一括納付

※通年利用で夏季休業日休室する場合は、7 月 4,000 円、8 月は 0 円になります。

※長期休業日のみ利用【春・夏・秋・冬】で、夏から入室した場合も空きがあれば入室可能ですが、利用料は年額です。

注意：時間内での送迎を厳守してください。お時間を守っていただけない場合は、ご利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。利用辞退時は必ず「留守家庭教室利用辞退届」を最終利用日 1 週間前までにオンライン申請をしてください。利用開始前までに辞退する場合、利用料は発生しません。

9．延長利用料（令和９年度改定）

利用形態	料金	備考
午前延長【月額】	2,000 円	長期休業日や学校振替休日の朝に利用できます。
午後延長【月額】	2,000 円	

※年度の途中で延長利用開始、延長利用辞退したい場合は、別途オンライン申請が必要です。

10．納付方法

下記銀行の口座振替をご利用ください。児童ごとに手続きが必要です。通年利用の場合、納期限は毎月末日です。（12 月は 12 月 25 日）金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。

三菱ＵＦＪ銀行・大垣共立銀行・十六銀行・岐阜信用金庫

大垣西濃信用金庫・岐阜商工信用組合・ぎふ農業協同組合・ゆうちょ銀行

11．利用料の減額・免除

下記事由に該当する場合は、利用決定後に申請してください。

減額・免除が認められる理由	減額・免除額
① 児童及びその兄弟姉妹が留守家庭教室を利用している場合	２人目以降の利用児童に係る利用料の２分の１を減額
② 父又は母のいずれか及びその子（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者）のみにより構成される世帯	当該児童に係る利用料の２分の１を減額
③ 生活保護法による保護を受けている世帯	利用料の全額を免除
④ その他市長が特別の理由があると認める世帯	市長が適当と認める額を減額

※減額・免除決定後、非該当となった場合は、幼児教育課まで申し出てください。

※①の場合、きょうだいで通年利用と長期休業日利用で利用区分が分かれた場合、２人目以降の児童は８月分のみ減額の適用となります。

※きょうだいで入室し、上の年齢の児童が退室した場合、翌月から下の年齢の児童の減免は解除となります。

12. スポーツ安全保険について

団体で「スポーツ安全保険」に加入し、活動中の急激かつ偶然な外来の事故に対して保険金が支払われます。

13. お問い合わせ

本巣市教育委員会 幼児教育課（平日 8:30〜17:15）

電話：058-323-7753
メール：jidou@city.motosu.lg.jp